

環境にやさしい政党を作る会会則

第1条（名称、所在地）

本会は、環境にやさしい政党を作る会と称し、主たる事務所を金沢市に置く。

第2条（目的）

本会は古い体制を守る保守政治を改め、新時代に即した政治体制を確立することを目的とする。

第3条（事業）

- 1, 各選挙に候補者を擁立する。
- 2, その他

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、サイトの会員募集フォームに入力後、会費を収めた者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。
会長 1名
副会長 1名
幹事 若干名
会計責任者 1名
監事 2名

第6条（役員の選出および任期）

役員は総会において選出し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第7条（会議）

会長は毎年1回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会および役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年3,000円）、寄付金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年7月1日より6月30日までとし、会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は総会において決定する。

第11条（会員の退会）

所定の退会届けの提出をもって退会とする。

第12条（補足）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

付則

本規約は、令和6年9月1日から実施する。